

〔共同研究：21世紀の日本の安全保障（V）〕

ヴェーバー国家論の諸要素

——支配，政治団体，物理的強制——

捧 堅 二

はじめに

近年では、国家についての社会科学的な論議において、マックス・ヴェーバー（1864-1920）の理論に依拠するか、あるいはそれを理論の出発点にするものが多いようだ。実際、国家論について、政治学、社会学、国際関係論、歴史学などの書物を繙いてみると、そこに出てくる国家概念、国家論の多くがヴェーバーのそれに言及していることがわかる¹⁾。

しかしながら、今日、ヴェーバー国家論が最有力の国家論となっている一方で、この理論がなにか自明の内容を持ち、まるで議論の余地のない有効性を持つかのごとく扱われているようにも観ぜられる。たとえば、ヴェーバーによる国家の「定義」とされているものが、しばしば無批判的に受け容れられたりしている。しかし、ヴェーバー国家論には理論的な価値があるとしても、この理論は完璧な理論なのだろうか。

本稿では、そうした視点から、『社会学の基本概念』（1921）——『経済と社会』第5版第

1) Theda Skocpol, *States and Social Revolutions*, Cambridge University Press, Cambridge, 1979, pp. 29, 301; David Held, *Political Theory and the Modern State*, Polity, Cambridge, 1984, p. 146; Theda Skocpol, *Bring the State Back In: Strategies of Analysis in Current Research*, in: Peter B. Evans, Dietrich Rueschmeyer and Theda Skocpol, eds., *Bring the State Back In*, Cambridge University Press, Cambridge, 1985, pp. 7-8; Michael Mann, *The Sources of Social Power volume 1: A History of Power from the Beginning to A.D. 1760*, Cambridge University Press, Cambridge, 1986, p. 37; マイケル・マン（森本醇、君塚直隆訳）『ソーシャルパワー：社会的なく力>の世界史 I 先史からヨーロッパ文明の形成へ』NTT出版、2002年、46頁。Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence: Volume Two of A Contemporary Critique of Historical Materialism*, University of California Press, Berkeley, 1987, pp. 18-20; アンソニー・ギデンス（松尾精文・小幡正敏訳）『国民国家と暴力』而立書房、1999年、28-30頁。Colin Hay, *Re-Stating Social and Political Change*, Open University Press, Buckingham, 1996, pp. 9, 18; Christopher Pierson, *The Modern State*, second edition, Routledge, London, 1996, pp. 5-6; John M. Hobson, *The State and International Relations*, Cambridge University Press, Cambridge, 2000, pp. 174-214; Kate Nash, *Contemporary Political Sociology: Globalization, Politics, and Power*, Blackwell, Malden, Massachusetts, 2000, pp. 10-12; Robert Cooper, *The Breaking of Nations: Order and Chaos in the Twenty-First Century*, Atlantic Monthly Press, New York, 2003, p. 16; 萱野稔人『国家とはなにか』以文社、2005年、9-19頁。Heide Gerstenberger, *Impersonal Power: History and Theory of the Bourgeois State*, Haymarket Books, Chicago, 2005, p. 6; Erika Cudworth, Timothy Hall and John McGovern, *The Modern State: Theories and Ideologies*, Edinburgh University Press, Edinburgh, 2007, p. 95; Andrew Heywood, *Politics*, third edition, Palgrave Macmillan, Houndmills, 2007, pp. 91, 458; Martin J. Smith, *Power and the State*, Palgrave, Houndmills, 2009, p. 6.

キーワード：マックス・ヴェーバー、国家、支配、物理的強制、安全保障

1部第1章——を中心に、一部その他の著作を含めて、ヴェーバー国家論のいくつかの諸要素、たとえば「支配」、「団体」、「目的」と「手段」、「物理的強制」もしくは「ゲヴァルト行使」その他をあきらかにしたい。そのなかで、ヴェーバーが「国家の基本機能」として「対外的防衛（軍事行政）」などをあげている点にも論及しよう。最後に、ヴェーバー国家論の若干の問題点をあきらかにするつもりである。

1 国家と「社会的行為」

ヴェーバー国家論について考察するにあたって、まず、彼の国家論の根底にあるものについて触れておかねばならない。それは、ヴェーバー社会学の原理的部分と関係している。

ヴェーバー社会学のもっとも基本的な概念は、人間諸個人とその行為——「社会的行為」(soziales Handeln)——であり、主体としての諸個人の行為、動機、「目的」、「意味」、そしてその「理解」が目される。ヴェーバーの社会学理論は、「理解社会学」であり、「行為の社会学」とか、「理論的人間主義」として、特徴づけられることもある。

ヴェーバーは、『社会学の基本概念』において、こうした社会学的観点から「国家」について言及している。

「社会関係は、『国家』『教会』^{ゲノッセンシャフト}『仲間組合』『夫婦』等々のような、いわゆる『社会的形成体』が問題であるときでも、その意味内容にしたがって一定の仕方で相互に定位づけられた行為が生じた、生ずるまたは生ずるであろうという^{チャン}スのうちに、もっぱら、かつそのうちにだけ^{存立}する。このことは、これらの概念の『実体的な』把握を回避するために、つねに固執すべきである。たとえば、『国家』というものは、ある種の、有意味的に方向づけられた社会的行為が経過するという^{チャン}スが消滅するやいなや、社会学的には『現存する』のをやめる。』²⁾

「国家」は、「教会」「仲間組合」「夫婦」等々と並んで、複数の諸個人の持続的な「社会的行為」によって形成された「社会的形成体」(soziale Gebilde: 社会形象)として把握されている。「国家」は「実体」視されてはならない。つまり「国家」なるものが、超越的に、それ自体として独立して存在しているかのごとく把握されてはならない、とされている。しかも、「国家」という「社会的形成体」を構成している一定の持続的な「社会的行為」がなくなれば、「国家」は「社会学的には」存在しなくなるとまで揚言されている。むしろヴェーバーはアナキストのように、「国家」の実践的廃絶を志向しているわけではなく、彼の社会学理論からすれば、論理的にそうなると言っているにすぎない。

2) Max Weber, *Soziologische Grundbegriffe*, Mohr Siebeck, Tübingen, 1984, S. 47. マックス・ウェーバー (阿閉吉男・内藤莞爾訳) 『社会学の基礎概念』恒星社厚生閣, 1987年, 39-40頁。以下ではそれぞれ *Grundbegriffe* および『基礎概念』と略記する。

とはいえ、ここで、従来の国家観、国家論にしばしば見られる傾向——国家を絶対的所与として前提し、それを超越的なもの、神秘的なもの、運命的なものとして見たり、ひとびとの献身や忠誠の絶対的対象とする傾向——を想起するならば、こうしたヴェーバーの「社会学」的国家把握も、既成の国家観への批判として読むことができる。これは、後述する「物理的強制」ないしは「ゲヴァルト行使」の強調とともに、ヴェーバー国家論の批判的性格を示していると言える³⁾。

2 ヴェーバー国家論の基軸

ヴェーバーは「国家」(Staat)について正面から主題的に取り組んだ著作は残さなかった。しかし、「国家」に関心を持ち続けた学者であり、いくつもの著作で「国家」に言及しており、そこからいくつかの基本的な諸特徴を見出すことができる。なかでも際立った特徴が二つある。

第1は、国家が「支配」(Herrschaft)概念を基軸に把握されているということである。しかし、「支配」概念は「権力」(Macht)概念と密接に結びついており、「支配」概念は「権力」概念のサブ・カテゴリーとしての地位をもっているため、ヴェーバーにおいては、「国家」が「権力」と「支配」の観点からとらえられているとも言える。ヴェーバー国家論には、次のような概念的関係が存在している。

<権力>——<支配>——<国家>

「権力」は、さまざまな「社会関係」のなかで発生しうる一種の「チャンス」(Chance)、いわば「権力チャンス」としてとらえられている。

「権力は、ある社会関係の内部において、自己の意志を、抵抗に抗してさえも、貫徹するあらゆるチャンス——たとえこのチャンスが何に依拠しようとも——を意味する。」⁴⁾

「権力」が「自己の意志を、抵抗に抗してさえも、貫徹するあらゆるチャンス」と定義されている。これは「権力」が、けっしてある種の「実体」のごときものとしては捉えられていないということである。「権力」は、さまざまな要因——これが重要なのだが——によって構成される、なんらかの主体にとっての「チャンス」なのである。したがって、「権力」を獲得する、保持する、失う、あるいは分割するといわれる場合の「権力」とは、かかる「チャンス」——「権力チャンス」——のことにほかならない⁵⁾。

3) cf. Frank Parkin, *Max Weber*, revised edition, Routledge, London, 2002, pp. 71-72.

4) *Grundbegriffe*, p. 89. 『基礎概念』82頁。

しかし、この定義は、あまりにも抽象的かつ一般的で、漠然としており、この定義では、「権力」は特定の制度や社会生活の領域に限定されないどころか、あらゆる社会関係、人間諸関係において発生し、存在することになる。たとえば、恋愛関係の男女や介護者と被介護者の関係にまであてはまってしまう⁶⁾。そこでヴェーバーは、より限定的な「権力」のあり方に焦点を合わせた概念として、「支配」概念を提示している。

「支配とは、一定の内容をもつ命令に、特定の人びとが服従するチャンスのことをいうべきである。」⁷⁾

この「支配」の定義が「権力」の定義ときわめて類似しているのは、「支配」も「権力」の一種であるからである（とはいえ、ヴェーバーは非支配的ないしは没支配的な「権力」のあり方については、なんら理論的概念化を行っていない）。「支配」とは命令・服従という非対称的な関係における「権力」のあり方であり、権力行使の関係性である。

第2のヴェーバー国家論の基本的特徴は、国家が「団体」(Verband)としてとらえられているところにある。国家は「団体」であり、「支配団体」であり、そして「政治団体」である。われわれが一般に「国家」と呼んでいる認識の対象のほとんどは、ヴェーバーの用語法では、「支配団体」の一種である「政治団体」なのである。ここには次のような概念的関係が存在している。

〈団体〉——〈支配団体〉——〈政治団体〉

国家を「団体」としてとらえると言え、ヴェーバーと同時代、20世紀初めのイギリスを中心に一時期広がりを見せた多元的国家論(イギリス政治的多元主義)——H. J. ラスキ、G. D. H. コール、そしてJ. N. フィッグスが知られている——が想起されるかもしれない。

5) Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, Mohr Siebeck, Tübingen, 1988, S. 403. マックス・ヴェーバー(中村貞二、山田高生、脇圭平、嘉目克彦訳)『政治論集』2, みすず書房, 1982年, 439頁。権力を「実体」として把握するか、「関係」として把握するかは、わが国では教室のなかの政治学でも入門書のなかの政治学でも、定番的なテーマのひとつであるが、ヴェーバーの権力理解を猪木正道は「関係」的把握としてとらえ、高島通敏は「実体」的把握としてとらえている。もちろん前者が妥当である。猪木正道『増訂政治学新講』有信堂, 昭和37年, 64-65頁。高島通敏『政治学への道案内』講談社学術文庫, 2012年, 196-197頁。ちなみにヴェーバーの権力論については、拙稿「ヴェーバー権力概念の諸要素」『季報唯物論研究』(第113号(特集・ヴェーバーの超え方)2010年8月, 所収)がある。

6) Max Weber, *Soziologie der Herrschaft*, in: Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Auflage, Mohr Siebeck, Tübingen, 1980, S. 542. マックス・ヴェーバー(世良晃志郎訳)『支配の社会学』(1)創文社, 昭和35年, 5頁。以下ではそれぞれ *Soziologie der Herrschaft* および『支配の社会学』(1)と略記。

7) *Grundbegriffe*, S. 89. 『基礎概念』82頁。

しかし、この理論は、国家を「団体」(association)の一種としてとらえるのだが、ヴェーバーのように「支配」概念から出発して国家論を構成しているわけではない。またヴェーバー国家論はその中心においては社会科学的な国家論であるのに対して、多元的国家論には、政治哲学的な要素や実践的政治理論の要素が多分に含まれている。たとえば初期のラスキの場合、「近代国家」の揚棄がめざされており、アソシエーション主義の立場が採用されていた⁸⁾。

3 「団体」と「支配団体」

ヴェーバーにとって、「国家」は、「団体」であり、「支配団体」であり、「政治団体」であるので、まず「団体」から見ていこう。

「団体とは、社会関係の秩序の維持が一定の人びとの、すなわち指導者の、そして時には、場合によっては通常同時に代表権をもつ行政スタッフの、秩序維持の遂行にとくに定位した行動によって保証されるときに、外部に向かって規制的に制限されたまたは閉鎖された社会関係のことを言うべきである。」⁹⁾

これは、あらゆる「団体」に、したがって「政治団体」である「国家」にもあてはまる一般的規定である。「団体」には内部と外部とがある。それは「外部」に対して「閉鎖」された「社会関係」であり、その内部には「秩序」があり、「秩序維持」が行われている。「団体」には「指導者」(Leiter)と「行政スタッフ」(Verwaltungsstab: 行政幹部)と、その他の「構成員」(ここでは触れられていないが)が存在する。「社会的行為」の概念から見ると、「団体」そのものが、人びとの「社会的行為」によって形成された「社会的形成体」であり、「団体」の内部での人びとの「社会的行為」は「団体」の「秩序」のなかで行われている。「団体」の存立にとって重要なのは「秩序維持」であり、これには「指導者」、そして「行政スタッフ」が関与するが、その他の「構成員」も関係する。

しかし、この引用箇所では重要なことが触れられていない。それは「団体」の目的、ないしはタスク、機能の問題である。各「団体」は、すなわち「指導者」、「行政スタッフ」、そして「構成員」は、「団体」自体を維持する活動以外に、その内部において、またその「外部」に対して、それぞれなんらかのしかるべき活動(例えば、教会であれば宗教活動、チャリティ団体であれば慈善活動)——最広義における「行政」(Verwaltung: 管理)——を行うはずである。しかし、ヴェーバーは「団体」の概念規定において、この点には触れていな

8) 多元的国家論については、以下を参照。Paul Q. Hirst, Introduction, in: Paul Q. Hirst, ed., *The Pluralist Theory of the State: G.D.H. Cole, J. N. Figgis, and H. J. Laski*, Routledge, London, 1989. 拙稿「国家とアソシエーション」(田畑稔, 大藪龍介, 白川真澄, 松田博編『アソシエーション革命へ——理論・構想・実践』社会評論社, 2003年, 所収)。

9) *Grundbegriffe*, p. 81. 『基礎概念』74頁。

い¹⁰⁾。

さて、次に「支配団体」の考察に移るが、「国家」すなわち「政治団体」は、ヴェーバーの見解では「支配団体」の一種である。したがって「支配団体」というものがいかなるものかということが、「国家」＝「政治団体」の把握にとって決定的な重要性をもつ。

「支配という事態は、成功裡に他者に命令する一人の者が現実に存在することだけと関係があり、行政スタッフや団体が存在していることにはかならずしも関係がない。しかし、ともかくそれは——少なくともあらゆるノーマルな場合には——両者の一つが存在することと関係がある。団体は、その構成員自身が、妥当している秩序によって支配関係に従属している限り、支配団体というべきである。」¹¹⁾

「支配団体」(Herrschaftsverband)とは、その内部に「支配関係」が存在する「団体」である。「支配関係」——支配と被支配の関係、支配する人と支配される人との関係——それ自体は、「団体」がなくとも至る所で存在している(たとえば、私的な諸個人間の関係でも)のだが、しかし、多数者に対する「支配」(Herrschaft)となると、「団体秩序」や「行政スタッフ」を備えた「支配団体」が必要になってくる。「支配団体」の「指導者」は、「指導者」であると同時に「ヘル」(Herr: 支配者、首長、長)でもあり、「命令権力」の保有者である。「行政スタッフ」は、「ヘル」の「命令権力」に従い、「行政」だけでなく「支配」にも関与することになる。また「支配団体」では、その「構成員」は、単なる「構成員」であるだけでなく、同時に「被治者」ということになる¹²⁾。

ヴェーバーは、「団体」の「指導者」の例として、「家長」「フェアアインの役員」「経営幹部」「君主」「大統領」「教会の首長」をあげている。それらを「指導者」としている「団体」については言及されていないが、それぞれ「家共同体」「フェアアイン (Verein: 結社)」「企業」「君主国 (君主制国家)」「共和国 (共和制国家)」「教会」などが考えられる。しかし、これらの「団体」のほとんどが「支配団体」であり、その「指導者」は「ヘル」であるように思われる¹³⁾。

ただしヴェーバーが『支配の諸類型』(『経済と社会』第5版第1部第3章)において明ら

10) Verwaltung は英語では administration と訳される。Richard Swedberg and Ola Agevall, *The Max Weber Dictionary: Key Words and Central Concepts*, second edition, Stanford University Press, Stanford, 2016, pp. 2-3. ちなみに、G.D.H. コールは、『社会理論』(1920)のなかで、さまざまな「団体」(association)——「国家」「教会」「労働組合」「有限責任会社」「クリケット・クラブ」「友愛協会」「チャリティ団体」「科学協会」「協同組合」など——の機能を administration (行政、管理) としてとらえているが、その際 administration の語を「なんらかの特定の仕事を実行すること」という意味で用いている。コールは、「国家」を含む、そうした「仕事」を行う「団体」のことを「行政的団体」(administrative association) と呼んでいる。G.D.H. Cole, *Social Theory*, Fredrick, New York, 1920, pp. 71-75.

11) *Grundbegriffe*, S. 89. 『基礎概念』82-83頁。

12) *Soziologie der Herrschaft*, SS. 545, 549-550, 559. 『支配の社会学』(1), 11, 16, 27, 29, 60頁。

13) *Grundbegriffe*, S. 81. 『基礎概念』74頁。

かにしている理論からすると、これらの「団体」のうち「フェアイン」——英訳では、voluntary organization（自発的団体）——だけは¹⁴⁾、「支配」が存在しないか、「最小限化」されている「団体」であり、「支配団体」ではないかもしれない。この場合、「指導者」は「ヘル」ではなく、単なる「指導者」であり、「団体行政」は、「没支配的団体行政」(herrschaftsfremde Verbandsverwaltung)ということになる¹⁵⁾。しかし、ヴェーバーの関心はこの種の「団体」ではなく、圧倒的に「支配団体」にある。

なお、今日の「近代国家」——近代的な、政治的「支配団体」——の場合、「国家形態」(たとえば、君主制か、共和制か)によっても異なるが、「指導者」＝「ヘル」にあたるのは、国王、大統領、首相などであり、「行政スタッフ」にあたるのは大臣、議員、裁判官、官僚、軍人等々ということになる。

『支配の社会学』(『経済と社会』第5版第2部第9章)によると、「支配団体」では「ヘル」と「行政スタッフ」とが結合し、「支配形成体」(Herrschaftsgebilde: 支配構成体、支配組織)——紛らわしいが、これが「支配団体」と呼ばれることもある——を形成し、「被治者」を支配する。「ヘル」と「行政スタッフ」との間にも、また「支配形成体」と「被治者」との間にも、対立や闘争が存在するのだが¹⁶⁾、『社会学の基本概念』は、こうした支配のより具体的なあり方にまで立ち入っていない。しかし『支配の社会学』や『支配の諸類型』では、そうした支配の諸形態や諸メカニズムについての分析があるとしても、正面から国家論が展開されているわけではない。

ここで「支配団体」の理解において注意すべきは、「支配団体」においては「支配」と「行政」とが緊密に結びついているということである。その理由は、『支配の社会学』によると、「行政」が「支配」を通じて行われる、言い換えれば、「行政」は「支配」を媒介として行われるからである。逆に、「支配」が「行政」を通じて行われるとも言える。

「いかなる支配も行政として現れ、行政として機能する。また、いかなる行政も、何らかの形で、支配を必要とする。けだし、行政をおこなうためには、常に、何らかの命令権力が何びとかの手中に置かれていることが必要であるから。」¹⁷⁾

これは『支配の社会学』からの引用だが、『社会学の基本概念』でも、「支配団体」と「行政」との関係について、次のように言われている。

14) Richard Swedberg and Ola Agevall, *Ibid.*, pp. 374-375.

15) Max Weber, Die Typen der Herrschaft, in: Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Auflage, Mohr Siebeck, Tübingen, 1980, S. 169. マックス・ウェーバー(世良晃志郎訳)『支配の諸類型』創文社、昭和45年、189頁。以下ではそれぞれ Die Typen der Herrschaft および『支配の諸類型』と略記。

16) Soziologie der Herrschaft, SS. 548-549, 580-582. 『支配の社会学』(1), 26-29, 48, 122-126頁。

17) Soziologie der Herrschaft, S. 545. 『支配の社会学』(1), 16頁。

「ノーマルな支配団体は、そのようなものとして、行政団体 [Verwaltungsverband] でもある。それによって行政が行われる人間圏の種類や性格、行政が行われる諸対象、および支配が妥当する射程が、その団体の特質を規定する。」¹⁸⁾

これは、「支配団体」は、「ノーマル」な状態では（「支配」そのものを自己目的化し、一切「行政」が行われていないという異常な状態でない限り）、「支配団体」として、「支配団体」のままで、同時に「行政団体」でもある、ということである。そして、どのような「行政」を、どのように行っているかということが、現実の「支配団体」のあり方を規定するとされている。

4 「政治団体」と「国家」

「国家」は「支配団体」であるだけでなく、同時に「政治団体」でもある。しかし、教会、企業、政党、そして労働組合などは「支配団体」ではあるが、「政治団体」ではない。「政治団体」には、他の「支配団体」にはない独自の特徴があり、ヴェーバーはこの観点から、『社会学の基本概念』の最後の章の冒頭において、「政治団体」についての定義を与えている。

「政治団体 [politischer Verband] とは、その存立とその秩序の妥当が、一定の地理的領域 [geographischen Gebiets] の内部において行政スタッフによる物理的強制の使用及び威嚇 [Anwendung und Androhung physischen Zwangs] によって持続的に保証されているとき、その限りにおいての支配団体のことをいうべきである。」¹⁹⁾

この定義に続いて「国家」の定義があるのだが、これについては後まわしにして、まずこの「政治団体」の定義から検討しておこう。ここで明らかにされているのは、「政治団体」が「政治団体」として存在するための基礎的な条件である。すなわち、「政治団体」は「支配団体」なので、(a)「その存立とその秩序の妥当」——「団体秩序」の存続と有効性——が、「支配」を通じて行われる。しかしこれは、すべての「支配団体」に共通したことでしかない。重要なのは、「政治団体」に固有の「支配」のありかたであり、それは、(b)「一定の地理的領域」に対する支配（「領域の内部」における諸個人、諸団体、諸階級等々に対する支配）が実施されていること、そして (c)「支配」の手段のひとつとして「行政スタッフによる物理的強制の使用及び威嚇」が行われているということである。

「団体」の種類に着目して言い換えれば、「政治団体」は、「団体」（一般）として「指導者」「行政スタッフ」「団体秩序」をそなえ、なんらかの「行政」活動をおこなう。「支配団体」としては、「支配」を媒介として活動し、「ヘル」（「指導者」）と「行政スタッフ」は

18) *Grundbegriffe*, S. 90. 『基礎概念』83頁。

19) *Grundbegriffe*, S. 91. 『基礎概念』83-84頁。

「行政」と「支配」の両方に関係する。そしてそれは、「政治団体」としては、「領域」的な支配と「物理的強制の使用及び威嚇」をともなう「支配」とを行うということになる。

「政治団体にとっては、いうまでもなくゲヴァルト行使は、唯一の行政手段でもなければ、ノーマルな行政手段でもない。その指導者は、自己の目的を貫徹するために、むしろあらゆる可能な手段を用いてきた。しかし、それによる威嚇、場合によってはその使用は、たしかにその特有の手段であって、他の手段が役に立たない場合には、いたるところで究極の手段 [ultima ratio] である。」²⁰⁾

これは先ほどの定義を解説している箇所である。「ゲヴァルト行使」[Gwaltsamkeit: ゲヴァルト性, 実力行使, 暴力行使]とは、さきの「物理的強制の使用及び威嚇」とほぼ同義と思われる。ここでは「ゲヴァルト行使」は「行政手段」とされているが、これはどちらかという「支配の手段」であり、既述のように、実際には「支配」と「行政」とは、密接に結びついたかたちをとるので、「行政手段」といわれている。ちなみにヴェーバーは『職業としての政治』(1921)のなかで、「物的行政手段」の例の一つに「武器」をあげている(「カネ, 建物, 武器, 車両, 馬匹」)²¹⁾。「物的行政手段」のなかには、「武器」をふくむ「強制手段」もあるということである²²⁾。

ここで「権力」概念に立ち戻るが、前にも触れたように、ヴェーバーにとって「権力」とは、「自己の意志を、抵抗に抗してさえも、貫徹するあらゆるチャンス——たとえこのチャンスが何に依拠しようとも——を意味」した。この点を念頭に置いて言うと、「政治団体」の「指導者」は、「抵抗に抗して」「自己の目的を貫徹するために」依拠する「あらゆる可能な手段」のうち、「究極の手段」として「ゲヴァルト行使」を実施することができる、ということになる。ただし、実際に「ゲヴァルト行使」に携わるのは、さまざまなレベルの「行政スタッフ」である。

『社会学の基本概念』では、「団体」の「指導者」の「権力」については触れられていないが、『支配の諸類型』などを参考にして考えてみることができる。すなわち、「政治団体」の「指導者」=「ヘル」の場合、彼の「権力」は、「団体的なヘル権力」であり²³⁾、その「権力」、すなわち「権力チャンス」は、「団体」の「行政手段」や「行政スタッフ」に「依

20) *Grundbegriffe*, S. 91. 『基礎概念』84頁。

21) Max Weber, *Max Weber Wissenschaft als Beruf 1917/1919 Politik als Beruf 1919: Studienausgabe der Max Weber-Gesamtausgabe*, Hrsg. Wolfgang J. Mommsen und Wolfgang Schluchter, J.C.B. Mohr, Tübingen, 1994, SS. 41, 39. マックス・ウェーバー(野口雅弘訳)『仕事としての学問 仕事としての政治』講談社学術文庫, 2018年, 106, 102頁。以下ではそれぞれ, *Politik als Beruf* および『仕事としての政治』と略記。

22) Max Weber, *Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte*, in: Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Auflage, Mohr Siebeck, Tübingen, 1980, SS. 185, 196. マックス・ウェーバー(世良晃志郎訳)『法社会学』創文社, 昭和49年, 21, 23, 60頁。

23) *Die Typen der Herrschaft*, S. 149. 『支配の諸類型』108頁。

扱)しているのだ。かかる「行政手段」の一つとして「ゲヴァルト行使」があり、また「行政スタッフ」のなかに「ゲヴァルト行使」にかかわる人びと(「強制スタッフ」)が存在するといえる²⁴⁾。

なお「究極の手段」といっても、「他の手段が役に立たない場合には、いたるところで[überall]、究極の手段である」と書かれているのだから、これはけっして例外的、非日常的な「手段」ではあるまい。しかるべき施設の内部において、また街頭においても、この「手段」はつねに使われているはずだ。ちなみに、「究極の手段」(ultima ratio)という言葉は、もともとは国家間関係における武力行使、戦争を意味し、17世紀から使用されている言葉である²⁵⁾。

「政治団体だけが、ゲヴァルト行使を正統な手段 [legitimes Mittel] としてこれまで用い、かつ現に用いているのではなく、同様に、氏族、家、組合アイムンゲン、中世では場合によっては、あらゆる武器所有者たちもそうである。政治団体を特徴づけるものは、『諸秩序』を保証するために(少なくともまた)ゲヴァルト行使が行われるという事情のほかに、政治団体は、その行政スタッフおよびその諸秩序があるひとつの領域を支配することを要求し、かつこのことをゲヴァルト的 [gewaltsam: 実力的、暴力的] に保証するというメルクマールである。ゲヴァルト行使を行う団体につねにこのメルクマールがあてはまる場合には——それが村落共同体であっても、個々の家共同体でさえあっても、ツunftの団体や労働者団体(『評議会』)の団体であっても——、それはその限りで政治団体というべきである。」²⁶⁾

「氏族、家、組合」、中世の「武器所有者たち」も、「ゲヴァルト行使を正統な手段」として用いてきた。しかし、これだけでは「政治団体」とはいえない。「政治団体」では、これに加うるに、「ヘル」の命令で動く「行政スタッフ」と、彼らの行為が維持する「団体秩序」が存在し、それらが一定の「領域」を支配することが必要なのである。

ヴェーバーの用語法における「政治団体」は、一般的に「国家」とよばれるもの——「前近代国家」および「近代国家」——と重なり合うように思われるかもしれないが、しかし、この引用箇所からすると、「村落共同体」「家共同体」「ツunftの団体」「労働者団体(『評議会』)の団体」であっても、「団体」支配と「領域」支配、そして「ゲヴァルト行使」をともなう支配が行われている「支配団体」という先の定義で示されていた諸要素を備えていれば、それが一般的な通念からは「国家」と見なし難い場合でも、理論的概念としては「政治団体」ということになる。これは、「政治団体」概念を「国家」一般の代替的概念と単

24) Grundbegriffe, S. 49. 『基礎概念』52頁。

25) https://de.wikipedia.org/wiki/Ultima_Ratio (2019年10月24日参照)

26) Grundbegriffe, SS. 91-92. 『基礎概念』84-85頁。

純に見なすわけにはいかないということである。

ちなみに、私見では、たとえば「政治団体」としての性質を備えた「村落共同体」の例として、16世紀日本の「惣村」をあげることができるように思える²⁷⁾。また「労働者団体（『評議会』）の団体」とは、おそらく1917年のロシア革命において、「臨時政府」との「二重権力」状態にあった「ソヴィエト」（評議会）の連合体を指すようである。この点からすると、「政治団体」概念は、「邪馬台国」のようないわゆる「初期国家」や「イスラム国」のような萌芽しつつある国家の分析にも利用できるように思える²⁸⁾。

さて、次に「国家」の定義に移ろう。いま検討した「政治団体」の定義につづいて、ヴェーバーは「国家」について次のように規定している。

「国家とは、その行政スタッフが、秩序の実施のために正統な物理的強制の独占 [das *Monopol legitimen physischen Zwanges*] を成功裡に主張しているとき、その限りにおいての政治的アンシュタルト経営体 [ein politischer *Anstaltsbetrieb*] のことを言うべきである。」²⁹⁾

ヴェーバーは、一方では、「政治団体」概念の外延を拡張しつつ、他方では「国家」の語を、それ自体「政治団体」の一つのタイプである「近代国家」のみに限定するという、きわめて特殊な用語法を採用している。このように「国家」（近代国家）が、「政治団体」の一種であるとすれば、「政治団体」について書かれている内容は、「国家」にもそのままあてはまるはずである。この「国家」の定義は、「政治団体」の定義に加えられた追加的な規定である。

ここでの「正統な物理的強制の独占」の「成功裡」における「主張」とは、「国家」は当該「地理的領域」の内部において、他の諸個人、諸団体、諸共同体などによる「正統な物理的強制」の行使を許さないということの意味する。また「政治的アンシュタルト経営体」とは、合理的に制定された法秩序をもち、目的的に運営される団体のことであり、高度に発達した、合理的な「政治団体」のことであろう³⁰⁾。

さきに見た「政治団体」の定義には、「物理的強制」は入っていても、「正統な物理的強

27) 渡辺京二は、「いわゆる惣村自体は一つの国家であって、その中で支配の構造がある」と言っている。渡辺京二『渡辺京二対談集 近代をどう超えるか』弦書房、2003年、13頁。渡辺京二『日本近世の起源——戦国乱世から徳川の平和（パックス・トクガワナ）へ』洋泉社、2008年、107、120、123、128、138、286-287頁。

28) 池内恵によると、「イスラム国」は「領域支配」をめざし、2014年6月にはイラク北部のモースルを陥落させ、「独自の国境線の中に、最低限の国家の体裁を整えるに至った」。池内恵『イスラム国の衝撃』文春新書、2015年、83-84頁。

29) *Grundbegriffe*, S. 91. 『基礎概念』84頁。

30) cf. Richard Swedberg and Ola Agevall, *Ibid.*, pp. 7, 66.

制」という限定は入ってなかった。また、かつては「政治団体」だけでなく、「氏族、家、組合」その他も「ゲヴァルト行使を正統な手段として」用いていたと指摘されていた。これに対して、「国家」の定義では、「国家」（近代国家）による「正統な物理的強制的独占」ということが言われている。

ここでは触れられていないが、この「物理的強制的独占」の状態を物質的に裏付けるのが、「物的行政手段」の一部である「強制手段」の国家による独占ということであるはずだ。それは「一定の地理的領域」内部の諸勢力から武器、兵器等々の「強制手段」を収奪し、「国家」が一元的に集中し、管理するということである。これは高度に発達した近代的な「政治団体」——「政治的アンシュタルト経営体」によって可能になるというわけであろう。

かりにある時「正統な物理的強制的独占」状態が近似的に実現したとしても、「正統」ではない「物理的強制」は「領域」の内部でつねに不断に発生するはずであり、また自分たちが行使する「物理的強制」の「正統性」を「主張」する諸勢力（政党、宗教団体、秘密結社、民族団体など）も出てくるはずだ。「国家」は、そうした動きに対して、「正統な物理的強制的独占」を「主張」し、かつこれを「成功裡」に実施するのだからなければならない。

しかし、現実には、このことを「成功裡」におこなうことができない国家もあるはずである。このような国家は、「国家」であって「国家」でない「国家」ということになるだろう。いわゆる「失敗国家」（failed state）は、このような状態を指し示す政治学や国際関係論の比較的新しい概念である。failed state は「失敗国家」と訳されることが多いが、「やるべきことができない国家」という意味であろう。アンドリュー・ヘイウッドは『政治学』(2019)のなかで、名前をあげているわけではないが、あきらかにヴェーバーを念頭に置いて、「失敗国家」の概念を説明している。

「失敗国家とは、その領^{テリトリー}域の内部で実力 [force] の使用を独占することによって国内秩序を確保するという鍵^キとなる役割^キを遂行することができない国家である。最近における失敗国家の例には、カンボジア、ハイチ、ルワンダ、リベリア、ソマリアがふくまれる。」³¹⁾

なお「正統な物理的強制」というのは、「支配の手段」として「物理的強制」を使用することの「正統性」、つまり「正統性」をもった「支配の手段」と見なされた「物理的強制」ということであろう。ヴェーバーの「支配の正統性」——周知の「カリスマ的正統性」「伝統的正統性」「合法的正統性」、そして必ずしも周知ではないかもしれないが「民主的正統

31) Andrew Heywood, *Politics*, fifth edition, Palgrave, Houndmills, 2019, p. 75. 念のために言えば、ヴェーバーが念頭に置かれているのは、「その領域の内部で実力の使用を独占すること」の箇所である。「国内秩序を確保するという鍵^キとなる役割^キ」は、これと関連するが、理論的に区別する必要がある。

性」——の理論は有名である³²⁾。しかし、「支配の正統性」と「支配の手段」の「正統性」との関係については、触れられておらず、「正統な物理的強制」における「正統性」については、不分明なところがある³³⁾。

ところで、ヴェーバーの「政治団体」「国家」の概念は、その用語法上の特殊性のゆえに、一般には浸透しにくいように思える。しかし、パトリック・H・オニールは、『比較政治学要論（第3版）』（2010）のなかで、「政治団体のひとつの類型」（only one type of political organization）である「国家」が、歴史の中で「その他のあらゆる政治団体の諸形態」——「都市国家」「部族」「帝国」等々——を退けてきた、と書いている。これはヴェーバーの「政治団体」および「国家」の概念をそのまま採用したものといえる³⁴⁾。

ヴェーバーにとって、「国家」は「政治団体」の一つの形態ないしは類型である。しかし、「国家」以外の「政治団体」のいくつかの「類型」が明らかにされているわけではない。言い換えれば、「政治団体」の「諸類型」についての理論（類型論）があって、そのひとつの「類型」として「国家」が概念化されているというわけではないのだ。

以下の考察からも明らかになるはずだが、ヴェーバーの関心の中心に位置しているのは、圧倒的に「近代国家」なのであり、それ以外の「政治団体」の諸形態については重要性を与えられていないようだ。『社会学の基本概念』の叙述の順序からすると、「政治団体」があって、次に「国家」があるわけであるが、ヴェーバーの認識生産過程としては、「近代国家」についての理論的認識が先行し、その次の段階で「政治団体」の概念が構成されているようにも思われる。ヴェーバー自身も、次のように述べている。

「国家概念は完全に発展してまったく近代的になっているから、国家概念をまたその近代的類型にふさわしく——しかも同時に、われわれがまさにいま体験しているように、可變的な、内容上の諸目的を取り去って——定義することは適切である。」³⁵⁾

ややわかりにくいのが、アンソニー・ギデンズは、ヴェーバーはまず「近代国家」を念頭に置いて「国家」を定義し、しかる後に、これを過去に向かって「一般化」しており、このためヴェーバーの理論では、「近代国家」と「前近代国家」——ギデンズの用語では「伝統的国家」——との差異がとらえにくくなっている、と批判している。これは、ヴェーバーの国家論は、結局「近代国家」の理論であって、「伝統的国家」については不満足な理論にとど

32) Die Typen der Herrschaft, SS. 124-148, 156. 『支配の諸類型』10-104, 138頁。

33) 誰もが知るように、ヴェーバーは「正統性」の理論のパイオニアであるが、完成された理論があるわけではない。たとえば、「支配」と「行政」とは密接に関係しているにもかかわらず、「行政」のあり方の、「支配の正統性」に対する関係については、理論化されていない。

34) Patrick H. O'Neil, *Essentials of Comparative Politics*, third edition, Norton, New York, 2010, pp. 26-27.

35) *Grundbegriffe*, S. 93. 『基礎概念』86頁。ここで言われている、「国家」の定義からの「内容上の諸目的」の取り去りについては、次に立ち入って考察する。

まっているということである³⁶⁾。

5 国家の「目的」と「手段」

われわれが「国家とはなにか」と問うとき、それに対する解答の仕方はさまざまであるだろうが、その際、「国家はなにをしているのか」という問題が重要な位置を占めるはずである。あるいは、「国家はなにをすべきか」という問題が提起される場合もあるだろう。これらは国家の「目的」（主観的ないしは客観的目的）、国家の任務、仕事（タスク）、あるいは国家の機能の問題である。しかしながら、ヴェーバーの国家論は、アリストテレスから、マルクスやバクスター、そしてラスキ等に到るまで見られる、こうした国家論の伝統的な問題設定を理論的に排除しているように思われる。この点は、『社会学の基本概念』においても、『職業としての政治』においても、「国家」の「社会学的」定義が論じられるときに、明らかになっている。まず『社会学の基本概念』から引用しよう。

「政治団体——および『国家』——をその団体行為の目的という角度から定義することは不可能である。食糧調達から芸術保護にいたるまで、政治団体が折にふれて追求しなかつた目的は一つもなかつたし、人身の安全保証から裁判にいたるまで、あらゆる政治団体が追求した目的は一つもなかつた。それゆえわれわれはある団体の『政治的』性格を、——事情によっては自己目的となった——手段、しかもその団体にのみ固有 [eigen] とはいえないが、確かに特有 [spezifisch] であり、かつその本質にとって不可欠である手段、すなわちゲヴァルト行使によってのみ定義することが出来る。」³⁷⁾

同じようなことは『職業としての政治』でも言われている。

「それでは社会学的考察の立場からすると、『政治』団体とは何であろうか。つまり『国家』とは何であろうか。国家もまた、それが行う内容からは、社会学的に定義することはできない。これまでどこかの政治団体が取り組んだことがない任務 [Aufgabe] など、ほとんどない。また、いつの時代でも、完全に、この任務はいつももっぱら政治団体と呼ばれるものに固有のものだったと言えるような任務もない。ここでの政治団体とは、今日国家と呼ばれており、そして歴史的には近代国家の先行形態のことである。結局のところ、近代国家を社会学的に定義しようとすれば、それができるのは、あらゆる政治団体に固有で、それに特有の手段、つまり物理的ゲヴァルト行使からだけである。」³⁸⁾

36) Anthony Giddens, *Ibid.*, p. 18. アンソニー・ギデンス, 前掲書, 28頁。

37) *Grundbegriffe*, S. 92. 『基礎概念』85頁。

38) *Politik als Beruf*, S. 35. 『仕事としての政治』92頁。

ヴェーバーは「社会学的」に「政治団体」の「定義」——言い換えれば、基本的概念規定——を与えようとしているが、「社会学的」とは、すでに見たように、社会的諸関係を人間諸個人の「社会的行為」の観点から把握するということである。

『社会学の基本概念』からの引用箇所では、明かに「目的」と「手段」とが語られているが、『職業としての政治』からの引用箇所の「任務」と「手段」は、その変形であり、いずれにおいても「目的」(Zweck)と「手段」(Mittel)の二分法が採用されている。ここでは、行為論的な観点から、「政治団体」「国家」の「目的」(ないしは「任務」と、その「目的」等を達成するための「手段」が問題になっているのだ。

この点で、とくに注目したいのは、「政治団体——および『国家』——をその団体行為の目的という角度から定義することは不可能である」と言われていることである。ここでの「政治団体」「国家」の「団体行為」とは、具体的にはなにをさすのだろうか。

三つ考えられる。第1に、「政治団体」そのものの「行為」が考えられる。しかし、ヴェーバーの観点からすると、「国家」という「実体」があるわけではなく、ありもしない「実体」の「行為」もありえないので、これは妥当ではない。第2は、政府、行政官庁、議会等々の「国家機関」の「行為」が考えられる。しかし、『社会学の基本概念』では「国家」「政治団体」を論じて、政府等々の「国家機関」——これは「団体機関」ということになるはずだが——については触れられていない。第3には、「ヘル」と「行政スタッフ」の「行為」が考えられるが、これがヴェーバーの立場である。結局のところ、「国家」の「団体行為」とは、「ヘル」と「行政スタッフ」の「社会的行為」なのである。そして「団体行為の目的」とは、「ヘル」と「行政スタッフ」の「目的」、彼らによって意識され、意欲された「目的」ということになる。

このために、ヴェーバーの場合、「国家の目的」といっても、従来の国家論のように、「最高の善」「幸福」(アリストテレス)とか、「平和と安全」「共通の利益」(ホッブズ)とか、「普遍的利益」「具体的自由」(ヘーゲル)とかいった具合に、あるいは、「目的」というよりも「国家の一般的機能」になるが、「社会構成体の諸レベルの間の凝集性の要素」(ニコス・プランツァス)とかいった具合に、抽象的で総括的な、一般的概念が考えられるのではなく、例にあげられているように、きわめて実際の「食糧調達」「芸術保護」「人身の安全保証」「裁判」などになってしまうのである。この場合、「国家」の「目的」は、関係する諸個人の行為のレベルにおける、いわば「小さな目的」にならざるを得ず、「大きな目的」(客観的もしくは主観的)とでも言いうるものにはなりようがないと言えよう³⁹⁾。

39) アリストテレス(牛田徳子訳)『政治学』京都大学学術出版会、2001年、4、364、379頁。Hobbes, *Leviathan*, ed. by C. B. Macpherson, Penguin Books, Harmondsworth, 1968, p. 241. ホッブズ(水田洋訳)『リヴァイアサン』(2)岩波文庫、1964年、55頁。Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatwissenschaft im Grundrisse*, Fischer Bücherei, Frankfurt am Main, 1968, SS. 250, 243. G.W.F. ヘーゲル(三浦和男訳)『法権利の哲学あるいは自然法的法権利および国家学の基本スケッチ』未知谷、1991年、433、426頁。Nicos Poulantzas, *Political Power and Social Classes*, NLB, London, 1973, p. 44.

かくして、ヴェーバーも言うように、あらゆる「政治団体」がひとしく共有するような「目的」や「任務」、あるいはまた、「政治団体」に固有の「目的」や「任務」を明らかにすることは、きわめて困難とならざるを得ないのである。このため、あらためて引用するが、結局、「政治団体——および『国家』——をその団体行為の目的という角度から定義することは不可能である」ということになるのだ。

ヴェーバーと同時代のドイツの政治学者ヘルマン・ヘラー（1891-1933）は、『国家学』（1934）のなかで、『社会学の基本概念』のいま引用した箇所への参照を求めて、ヴェーバーを厳しく批判している。

「国家の重要な機能との関連なしには、国家論および国法学のあらゆる概念は無意味なものになってしまう。国家の『目的』に関する正当な問いに答えることは不可能であると公言する不可知論は、結局、政治団体はもっぱらその手段、すなわち『ゲヴァルト行使』[Gewaltsamkeit]によって定義されるのだという絶望的主張に帰着してしまうのである。」⁴⁰⁾

ヘラーは、さらに「……人間のみが意識的な目的定立をなしうるということが認められたとしても、国家は、すべての人間の制度と同じように、確かに、それを構成する人間の主観的目的とは必ずしも一致しない客観的に重要な機能を持っている」とヴェーバーを批判し、国家の「客観的機能」の解明を国家論の重要課題としている⁴¹⁾。

しかし、ヴェーバー的な「社会学」的国家論では、例えば、全体としての「国家」——国家の諸機関（政府、行政官庁、議会、軍等々）、「ヘル」（君主、首相等々）および「行政スタッフ」（大臣、官僚、将兵等々）を含めて——の活動が生み出す諸作用や諸効果を総括的に把握し、そこから国家の客観的な諸機能を分析するというようなアプローチは、困難だと言わざるを得ない。

とはいえ、いかなる国家論においても、国家の機能は無視するわけにはいかない重要問題であるはずであり、ヴェーバーもこの問題を全く無視しているというわけではない。あまり注目されないのだが、ヴェーバーは、『社会学の基本概念』や『職業としての政治』よりも前に書かれたと思われる『政治的共同体』（『経済と社会』第5版第2部第8章）のなかで、同時代の「国家の基本的機能」について言及している。

「われわれが今日、国家の基本機能 [Grundfunktionen des States] とみなしているものは、権利 [Rechts: 法] の制定（立法）、人身の安全と公的秩序の保護（警察）、獲

40) Hermann Heller, *Staatslehre*, A. W. Sijthoff, Leiden, 1934, S. 203. ヘルマン・ヘラー（安世舟訳）『国家学』未来社、1971年、296頁。

41) Hermann Heller, *Ibid.*, S. 200. ヘルマン・ヘラー、前掲書、292-293、294頁。

得された権利の保護（司法）、衛生、教育、福祉政策、その他の文化的関心事の管理（行政の諸分野）、そして最後になによりも外部に対する組織化されたゲヴァルトの保護（軍事行政）であるが、これらは、往時はまったく存在していなかったか、存在していたとしても合理的な構造の形態は有していなかった。ただ無定形の臨時的共同体の機能としてあるか、あるいは家共同体、氏族、隣人団体、市場共同体などの、まったく別の共同体のもとにあった。⁴²⁾

ここでヴェーバーは、そもそも「国家の基本機能」とは理論的にどういうものなのか。それは「支配」とどう関係しているのかといった問題には立ち入ってはいない。「今日」の「国家の基本機能」と一般的に考えられているものについて、ヴェーバーの観点から取り上げられているようである。

『社会学の基本概念』では、「団体」の概念が「内部」と「外部」の分離を前提にして構成されているにもかかわらず、「政治団体」の「外部」との関係が完全に捨象されていた。しかし『政治的共同体』では、「外部」との関係が視野の中心部に入っており、そこから「国家の基本機能」においても、「なによりも」というかたちで「外部に対する組織化されたゲヴァルト的保護（軍事行政）」（den organisierten gewaltsamen Schutz nach außen (Militärverwaltung)）があげられていると言えよう。ここではあえて直訳にしたが、紺野馨訳では「外国にたいする組織化された武力をもつての対外的防衛（軍事行政）」となっている。ヴェーバーが、「国家の基本機能」として、「対外的防衛」、言い換えれば安全保障をもっとも重視していたことをここで確認しておきたい。この対外的安全とならんで、対内的な安全として、「人身の安全と公的秩序の保護（警察）」がある。「立法」と「司法」は、単なる法の制定や法の適用としてではなく、「権利」——「権利 [法] の制定」と「獲得された権利の保護」——を中心にとらえられている。また「衛生、教育、福祉政策、その他の文化的関心事の管理 [Pflege]（行政の諸分野）」については、『支配の社会学』でも「行政任務の諸領域」の「拡大」として言及されており、これがもっとも「今日」的な国家機能と言えるだろう⁴³⁾。

この「拡大」については、ラスキをはじめ多くの政治学者が「夜警国家から福祉国家へ」というかたちで、近代国家（現代国家）の機能変化の問題として言及するところであるが⁴⁴⁾、ヴェーバーの関心事はこれとは異なり、引用部分の後半から明らかのように、「今日」の「国家の基本機能」を「往時」、すなわち前近代との比較においてとらえることにあるので

42) Max Weber, Politische Gemeinschaften, in: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Auflage, Mohr Siebeck, Tübingen, 1976, SS. 516-517. マックス・ヴェーバー（紺野馨訳）「政治的共同体」(『述』(近畿大学国際人文科学研究紀要) 1 (特集・国家論), 明石書店, 2007年3月, 所収) 31頁。

43) *Soziologie der Herrschaft*, S. 560. 『支配の社会学』(1), 88頁。

44) ハロルド・J・ラスキ（前田英昭訳）『イギリスの議会政治』（日本評論社, 1990年）所収の論文「議会政治の現状」（1924）を参照。

あって、ここでもヴェーバーの関心の中心はあくまで「近代国家」にある。

「今日」の「国家の基本機能」にあたる諸活動に関連して、前近代においては、「家共同体」その他のさまざまな「共同体」の役割が大きく、「国家」の役割は限定的であったということであるが、しかし、「今日」の「国家」——すなわち「近代国家」——の「基本機能」との対比において、「往時」の「国家」——すなわち「前近代的国家」——の「基本機能」について触れられているわけではない。

いずれにせよ、このようにヴェーバーは国家の機能を無視しているわけではないのだが、しかしそれは彼の国家論の周辺部に位置しており、中心部に位置しているわけではない。

さて、「国家」「政治団体」の「目的」や「機能」について長くなってしまったが、次に、さきほどの『社会学の基本概念』と『職業としての政治』からの引用箇所にもどり、「手段」としての「ゲヴァルト行使」の問題に少しだけ触れておきたい。

ヴェーバーは、いずれの引用箇所においても、「目的」（ないしは「任務」）と「手段」との二分法を採用している。そして、「政治団体」は「目的」等々から定義できないことを理由にして、「政治団体」はその「手段」から「定義」しなければならないとあって、「ゲヴァルト行使」に着目する。

しかし、ここで問題が出てくる。ヴェーバーは、一方で、『社会学の基本概念』においては、「ゲヴァルト行使」は「政治団体」に「特有」であり、「本質にとって不可欠である」としながらも、それが「固有」の「手段」ではないことを認めている。にもかかわらず、「ゲヴァルト行使」から「政治団体」を定義すると言っている。しかしながら、他方、『職業としての政治』はこれと異なり、「あらゆる政治団体にとって固有で、それ特有の手段」だということを理由に、「物理的ゲヴァルト行使」から「政治団体」を定義すると言っている。

つまり、「ゲヴァルト行使」は、一方では「固有」の「手段」ではないとされ、他方では「固有」の「手段」であるとされているのである。ギデنزも示唆しているのだが、『社会学の基本概念』自体に必ずしも明快ではないところがあるように思われるし⁴⁵⁾、また『社会学の基本概念』と『職業としての政治』との間には、一貫性が欠如しているようにも思える。しかしながら、これらは根本的には、「目的」と「手段」の二分法の採用に由来する問題と言えるかもしれない。

6 若干の考察

われわれがヴェーバーの国家概念を知るうえで最も重要なのは、すでに見た『社会学の基本概念』における「政治団体」の規定（それに追加された「国家」の規定もふくめて）であるように思われる。しかし、一般的に、ヴェーバーの「国家」の定義としてしばしば引

45) Anthony Giddens, *Ibid.*, p. 19. アンソニー・ギデنز, 前掲書, 29頁。

用され、言及される箇所が、『職業としての政治』のなかにあるので、これについても検討しておきたい。

「まさに今日、国家の、ゲヴァルト行使との関係は特に緊密である。過去においては、氏族から始まってさまざまな団体が、物理的なゲヴァルト行使をまったくノーマルな手段として知っていた。これに対して、今日では、ある一定の領域——この『領域』がメルクマールである——の内部で正統な物理的ゲヴァルト行使の独占 [*Monopol legitimer physischer Gewaltsamkeit*] を（成功裡に）要求する、人間共同体 [*menschliche Gemeinschaft*] である、と言わなければならない。」⁴⁶⁾

ヴェーバーは、「物理的ゲヴァルト行使」に焦点を合わせて、「今日」と「過去」とを対比し、「今日」の国家、すなわち「近代国家」について定義している。しかし、これが「近代国家」についての定義であるにもかかわらず、少なくないひとびとが、「国家」一般の定義として扱っている。このような解釈は、誤解や不注意による場合もあるだろうが、意図的である場合もあるかもしれない⁴⁷⁾。しかし、その背景には、『職業としての政治』では『社会学の基本概念』の場合と異なり、「国家」一般——より正確には、「政治団体」一般——の定義が示されていないという事情があるようにも思われる。

一番注目されるのは、「正統な物理的ゲヴァルト行使の独占」の部分であるが、これを単純にヴェーバーによる国家本質の把握だとする見解も少なくない。しかし、『社会学の基本概念』における「政治団体」の定義と同じように、ここでも複数の要素があげられていることに注意すべきである。

たとえば、ジョン・ホフマンは、この定義を「有名な定式」と呼び、「独占」「領域」「正統性」「実力」(force)の「相互に関係した4つの要素」によって構成されている「構造化された定義」として解釈している (forceはGewaltsamkeitの訳語である)。これら4つの要素は決して理論的に等価なものではなく、「実力」が「決定的な要素」として、これらの諸要素に構造的な統一性を与えているという。ホフマンは、この「構造的定義」によって、ヴェーバーは、一方で「実力」の重要性を強調しつつも、同時に「国家」の本質を「実力」に還元する「還元論的定義」を退けている、と主張している⁴⁸⁾。

確かに、そうした解釈も可能かもしれないが、しかし、これまでの考察からあきらかな通り、ヴェーバーの「国家」論、「政治団体」論の中心を構成しているのは「支配」概念であ

46) *Politik als Beruf*, S. 36. 『仕事としての政治』93頁。「近代国家」は「政治団体」であるが、「人間共同体」のひとつでもある。ここでは「近代国家」が、他の「人間共同体」——たとえば、「氏族」「家共同体」「隣人団体」など——との差異を示す形で、定義されているともいえる。

47) John Hoffman, *A Glossary of Political Theory*, Edinburgh University Press, Edinburgh, 2007, p. 174. 石尾芳久「支配の諸類型」(向井守, 石尾芳久, 筒井清忠, 居安正『ヴェーバー支配の社会学』有斐閣, 1979年, 所収) 82-84頁。

48) John Hoffman, *Beyond the State*, Polity Press, Cambridge, 1995, p. 3.

る。「支配」概念が理論の中心に位置しているのであって、われわれはそこから「団体」、「領域」、「ゲヴァルト行使」などの諸要素を統一的に把握できるのである。すなわち、「国家」は、政治的な「支配団体」である。それは「領域」的な支配を行い、また「究極の手段」として「ゲヴァルト行使」すなわち「物理的強制」を用いた支配を行う、ということができる。「行政」「行政手段」「正統性」などもこの「支配」概念との本質的な関係において把握できる諸要素である。近代国家の場合には、これらに加うるに「正統な物理的ゲヴァルト行使の独占」という要素が入ることになる。

なお「政治」と「ゲヴァルト行使」との、また「国家」と「ゲヴァルト行使」との密接な結びつきということ自体は、クールな思考にとっては、ある意味自明のことからであり、また「政治学のイロハ」でもあったはずだ⁴⁹⁾。ヴェーバーにおいて特徴的なのは、そのことよりも、国家についての基本的概念規定にまで、これを持ち込んだところにある。

「国家」と「ゲヴァルト」もしくは「物理的強制」との密接な結びつきは、レーニンに代表されるマルクス主義国家論にも見られ（たとえば、『国家と革命』1917年）、ヴェーバーも『職業としての政治』のなかで、トロツキーに肯定的に言及している。

『あらゆる国家は、ゲヴァルト [Gewalt] を基礎にしている』とプレスト＝リトフスキのトロツキーは言った。実際のところ、それは正しい。⁵⁰⁾

しかし、マルクス主義国家論では、土台上部構造論と階級闘争論とで「国家」を把握しており、その国家機能論で国家の「階級」的な機能に注目するものの、「ゲヴァルト」は単なる周辺的な要素でしかない。

ちなみに、「物理的強制の独占」という観念は19世紀末のドイツの学界において姿を現していたようである。アンドレアス・アンターの『マックス・ヴェーバーの近代国家論』(2014)によると、この観念をはじめて定式化したのは、ヴェーバーではなく、ドイツの法学者のルドルフ・フォン・イエーリング(1818-1892)であり、「強制力」の「国家による絶対的独占」ということが言われているとのことである⁵¹⁾。

最後に、ヴェーバー国家論の還元論的な限界についても述べておきたい。

ヴェーバーは「国家」を一種の「団体」——「支配団体」「政治団体」——としてとらえるのだが、しかし、かかる「団体」たるや、高度の自存性を備えた存在ではなく、容易に、それを形成しているところの人間諸個人の行為や関係に還元可能なものでしかない。

49) 高島通敏, 前掲書, 265頁。

50) *Politik als Beruf*, S. 36. 『仕事としての政治』92頁。

51) Andreas Anter, *Max Weber's Theory of the Modern State: Origins, Structure and Significance*, Palgrave, London, 2014, p. 29.

「国家は、それに歴史的に先行する政治団体と同様、正統な（すなわち、正統なもの
と見なされた）ゲヴァルト行使という手段に支えられた、人間の人間に対する支配関
係である。」⁵²⁾

ここでは「団体」も「領域」も、そして「行政スタッフ」も「行政手段」もすっかり捨象
されてしまっている。ましてや、「国家機関」は、理論的関心の外部にある。

ヴェーバーは「国家機関」の概念を自らの国家論の内部に理論的に組み込んでいない。
「国家」を「団体」としてとらえるのなら、「国家機関」は「団体機関」として把握できるは
ずであるが、すでに見たように、「政治団体」や「国家」の定義にまったく出てこない。

「政治団体」には、それが前近代国家であれ、近代国家であれ、その内部に、さまざまな
機関——近代国家の場合だと、例えば、政府、議会、省庁、裁判所、軍隊等々——が存在し
ているはずである。時務的な政治論文では、政府等々が、主体として、行為者として語られ
ることがあるが、しかしそれは、そうである「かのように」語られているだけであって、そ
れらが真に主体、行為者と見なされているわけではない。真の主体は人間諸個人だけなので
ある。このため、既述のように、「政治団体」「国家」の理論的定義において、「国家機関」
については触れられず、「政治団体」「国家」の「機関」の行為は、「ヘル」もしくは「行政
スタッフ」の行為ということになってしまうのだ。

アンソニー・ギデنزは、「権力の制度的媒介」(an institutional mediation of power) と
いうことを言っている。これは「権力」が有効に機能するには、なんらかの制度、組織、機
構を必要とするということである。国家の権力、活動、機能も、複数の国家機関によって制
度的に媒介されたかたちで存在するはずである。しかし、ヴェーバー国家論は、「国家機関」
を正面から理論的に把握するところまで進むことはないのである。

またバリー・ヒンデスは、ヴェーバーの社会学理論では、「政党、労働組合、資本主義的
企業、国家機関 [state agencies]」などの「人間諸個人以外のアクターも存在する」ことを
理論的に認めることができなと言っている。ヒンデスによれば、決定をして、行動する
「アクター」(行為者)は、人間諸個人だけではないのであり、「国家機関」等々も「アク
ター」なのである⁵³⁾。

マルクス主義国家論は、国家という認識の対象を、一方では経済の構造に還元し、他方
では階級闘争に還元した。これは伝統的なマルクス主義国家論(マルクスからアントニオ・グ
ラムシまで)であろうが、ネオ・マルクス主義国家論(たとえば、ニコス・ブランツァス)

52) *Politik als Beruf*, S. 36. 『仕事としての政治』96頁。

53) Barry Hindess, *Political Choice & Social Structure: An Analysis of Actors, Interests and Rationality*, Edward Elgar, Aldershot England, 1989, pp. 4-5. ただし、念のためにいうと、「国家機関」を「アクター」「主体」としてとらえる見方だけでなく、「社会的過程」のなかでとらえたり、「構造」ないしは「システム」との関連でとらえる見方もあるはずだ。たとえば、次の書もその例である。Göran Therborn, *What Does the Ruling Class Do When It Rules?: State Apparatuses and State Power under Feudalism, Capitalism and Socialism*, Verso, London, 1978, pp. 37-38.

であろうが、同断である。これに対して、ヴェーバー国家論は、国家を諸個人の諸行為と間主體的諸関係に還元する社会学的還元論にとどまった。しかし、必要なのは、国家についての非還元論的な理論である。

ヴェーバー国家論には、若干の問題点がある。しかし、ホフマンなど多くの人びとも認めるように、われわれにとってヴェーバー国家論は、「国家の分析の発展にとってベストの出发点」(ラルス・B・カスペルセン)を提供するものとして有用であると言える⁵⁴⁾。他にも論じるべき問題も少なくないが、本稿の課題は、ヴェーバー国家論のほんのいくつかの諸要素を検討することだけでしかない。残された課題については、他日を期したい。

*本稿は、桃山学院大学総合研究所共同プロジェクト17共255「21世紀の日本の安全保障(V)」の成果の一部である。

(2019年11月19日受理)

54) John Hoffman, *Ibid.*, p. 35; Lars Bo Kaspersen, *Anthony Giddens: An Introduction to a Social Theorist*, Blackwell, Oxford, 2000, p. 23.

Some Elements of Max Weber's State Theory: Domination, Political Organization and Physical Coercion

SASAGE Kenji

German social scientist Max Weber's state theory has become of central importance to a number of consideration in the social sciences: political science, sociology, international relations, and history. This paper examines this theory and focuses on its fundamental concepts: domination, political organization, physical coercion and others. It is also stressed that Weber conceives military administration as one of the basic functions of a contemporary state. This paper concludes with the suggestion that Weber's state theory has some theoretical difficulties.